

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
次日)

(趣旨)

鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則

第一条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)の施行に關し、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十四号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の經營の許可の申請)

第二条 法第十条第一項の許可(以下「經營の許可」という。)を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の周辺の状況を明らかにした図面

二 墓地等の区域及び構造設備の状況を明らかにした図面

三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る墓地等が次の各号の一に該当するときは、經營の許可を与えないものとする。

一 永続的に經營される見込みがないとき。

二 営利を目的として經營されるおそれがあるとき。

三 周辺に他の墓地等が既に設置されていること等により、有効に利用される見込みがないとき。

四 設置の場所又は構造設備が、別表に定める基準に適合しないとき。

(墓地の区域等の変更の許可)

第三条 法第十条第二項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようす

る者は、様式第二号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 墓地等の周辺の状況を明らかにした図面

二 変更後の墓地等の区域及び構造設備の状況を明らかにした図面

三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る変更後の墓地等が前条第二項第四号(区域又は施設を拡張しようとする場合にあつては、同項第三号又は第四号)に該当するときは、変更の許可を与えないものとする。

(墓地等の廃止の許可の申請)

第四条 法第十条第二項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、様式第三号による申請書を知事に提出しなければならない。

(経営者の住所等の変更の届出)

第五条 墓地等の経営者は、その住所又は氏名若しくは名称に変更を生じたときは、速やかに、様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(経営者等の遵守事項)

第六条 墓地等の経営者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 清掃を励行して、衛生上支障がないようにすること。
- 二 公衆衛生上必要な設備は、隨時整備補修を行い、常に適正な状態に維持すること。
- 三 埋葬に当たつては、土坑の深さを二メートル以上とするよう、埋葬を行う者を指導監督すること。

四 改葬のための死体の発掘に当たつては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を行つよう、改葬を行う者を指導監督すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 墓地埋葬等に関する法律施行細則(昭和二十三年十月鳥取県規則第十二号)は、廃止する。

別表(第二条関係)

墓 地	基 準
納骨堂	<p>一 設置の場所は、次のいずれにも該当しないこと。ただし、県民の宗教的感情に抵触せず、かつ、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 人家から百メートル以内の場所 ロ 飲料水が汚染されるおそれのある場所 ハ その他知事が適当でないと認める場所 <p>二 障壁その他の区域を明示する設備が設けられていること。</p> <p>三 死体等を円滑に運搬することができる通路が設けられていること。</p>
火葬場	<p>一 出入口又は納骨設備は、施錠ができる構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 人家から二百メートル以内の場所 ロ その他知事が適当でないと認める場所 <p>二 火葬により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突等が設けられていること。</p>

様式第1号(第2条関係)

墓地(納骨堂・火葬場)経営許可申請書

職 氏 名 殿

墓地(納骨堂・火葬場)の経営の許可を受けたいので、鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者
住 所

氏 名 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
所 在 地	
構造設備の概要	

様式第2号(第3条関係)

墓地の区域(納骨堂・火葬場の施設)変更許可申請書

職 氏 名 殿

墓地の区域(納骨堂・火葬場の施設)の変更の許可を受けたいので、鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者
住 所

氏 名 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
所 在 地	
経営許可年月日	年 月 日
経営許可番号	第 号
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

様式第3号(第4条関係)

墓地(納骨堂・火葬場)廃止許可申請書

職 氏名 殿

墓地(納骨堂・火葬場)の廃止の許可を受けたいので、鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
所 在 地	
経営許可年月日	年 月 日
経営許可番号	第 号
廃 止 理 由	
廃止後の措置	

様式第4号(第5条関係)

住所(氏名・名称)変更届出書

職 氏名 殿

経営者の住所(氏名・名称)を変更したので、鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
所 在 地	
経営許可年月日	年 月 日
経営許可番号	第 号
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項を次のように改める。

修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、貸付けを受けた修学資金（以下「貸付金」という。）を返還しなければならない。

一 第九条第一項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき

同項各号の一に該当することとなつた日

二 修学資金の貸付けを打ち切られることなく看護職員養成施設を卒業した場合

イ 卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき

免許の日

ロ 卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき

卒業した日から一年を経過した日

第十二条及び第十三条中「修学資金」を「貸付金」に改める。

第十五条中「十・七五パーセント」を「十四・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の看護職員修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を受けた者に適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「八月分の授業料については、」を「四月分の授業料については四月二十日、八月分の授業料については」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第六条関係)

	授業科目	授業時間数
	人文学・社会科	授業時間数
保	歯科	60
健	歯科	60
指	歯科	60
導	助	60
置	助	60
学	助	60
論	助	60
社	助	60
導	助	60
学	助	60
学	助	60
學	助	60
學	助	60
論	助	60
茶	助	60
華	助	60
體	助	60
臨	助	60
床	助	60
實	助	60
習	助	60
育	助	60
道	助	60
前	助	60
例	助	60
によ	助	60
る。	助	60
(出納員)	助	60

附則	茶華	體道	臨育	床習
			六七八	七〇
			二、一二八	

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学している者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程については、改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「知事が指定した」を「別表第一の上欄に掲げる」に改める。

第五条を次のように改める。

- 第五条 出納室に出納員を置き、会計課長の職にある者をもって充てる。**
- 2 縱に出納員を置き、知事が別に任命した場合を除くほか、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、別表第一の下欄に掲げる職にある者が二人以上であるときは、会計事務を分掌する者とする。
- 3 前項の規定により出納員に充てられた者が知事部局の職員でないときは、知事部局の職員に併任されているものとみなす。
- 4 知事は、出納室以外の部及び縁以外の機関に必要に応じて出納員を置くことができる。
- 第五条の次に次の一条を加える。
- (分任出納員及び会計員)
- 第五条の二 出納室及び縁に会計員を置き、必要に応じて分任出納員を置く。**
- 2 知事は、出納室以外の部及び縁以外の機関に必要に応じて分任出納員又は会計員を置くことができる。
- 3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第一百七十二条第二項の規定による知事部局に属する縁の分任出納員及び会計員の任免の事務は、当該縁長に委任する。
- 4 前項の規定により分任出納員又は会計員を任免した縁長は、遅滞なくその内容を知事に報告しなければならない。
- 第六条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)」を「法」に、「別表第一」を「別表第一の二」に改める。
- 第七十五条第二号中「鳥取県織検定所」を「鳥取県蚕業指導所」に改める。

別表第一の一の表中 「縁に指定しない機関」

鳥取空港

使用料その他の歳入金の

収納に関する事務」を「縁に指定しない機関」に別表第一として次の表を加える。
別表第一(第二条、第五条関係)

機 関	管 理 部 長	職 務
鳥取県東京事務所	商工観光部長	総務課長
鳥取県自治研修所		
鳥取県東部県税事務所		
鳥取県中部県税事務所		
鳥取県西部県税事務所		
鳥取県東部福祉事務所	総務課長	総務課長
鳥取県中部福祉事務所	総務課長	総務課長
鳥取県西部福祉事務所	総務課長	総務課長
鳥取県立岩井長者寮	総務課長	総務課長
鳥取県婦人相談所	長	長
鳥取県中央児童相談所	長	長
鳥取県倉吉児童相談所	長	長
鳥取県米子児童相談所	長	長
総務課長	総務課長	総務課長

鳥取県立喜多原学園							次			長
鳥取県立積善学園							事務			長
鳥取県立整肢学園							事務			長
鳥取県立保育専門学院							事務			長
鳥取県立鳥取保健所							総務課			長
鳥取県郡家保健所							総務課			長
鳥取県倉吉保健所							総務課			長
鳥取県米子保健所							総務課			長
鳥取県根雨保健所							総務課			長
鳥取県食肉衛生検査所							総務課			長
鳥取県衛生研究所							総務課			長
鳥取県立鳥取看護専門学校							事務課			長
鳥取県立倉吉総合看護専門学校							事務課			長
鳥取県工業試験場							事務課			長
鳥取県食品加工研究所							事務課			長
鳥取県立倉吉専修職業訓練校							事務課			長
鳥取県立米子専修職業訓練校							事務課			長
鳥取県鳥取地方農林振興局							事務課			長
鳥取県八頭地方農林振興局							事務課			長
鳥取県米子地方農林振興局							事務課			長
鳥取県日野地方農林振興局							事務課			長
振興課長	振興課長	振興課長	振興課長	振興課長	振興課長	振興課長	事務課長	事務課長	事務課長	長

鳥取県立米子東高等学校								事務長
鳥取県立米子西高等学校								事務長
鳥取県立米子南商業高等学校								事務長
鳥取県立米子工業高等学校								事務長
鳥取県立西部農業高等学校								事務長
鳥取県立境高等学校								事務長
鳥取県立境水産高等学校								事務長
鳥取県立境港工業高等学校								事務長
鳥取県立根雨高等学校								事務長
鳥取県立日野産業高等学校								事務長
鳥取県立鳥取盲学校								事務長
鳥取県立鳥取聾学校								事務長
鳥取県立鳥取養護学校								事務長
鳥取県立白兎養護学校								事務長
鳥取県立皆生養護学校								事務長
鳥取県立米子養護学校								事務長
鳥取県立岩美警察署								事務長
鳥取県智頭警察署								事務長
鳥取県津村警察署								事務長
鳥取県倉吉警察署								事務長
鳥取県郡家警察署								事務長
鳥取県浜村警察署								事務長
会計課長	会計係長	会計課長	会計係長	会計課長	会計係長	会計課長	会計係長	事務長

昭和60年3月29日 金曜日

鳥取県八橋警察署	会計課長
鳥取県米子警察署	会計課長
鳥取県境港警察署	会計課長
鳥取県溝口警察署	会計係長
鳥取県黒坂警察署	会計係長

附 則

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 鳥取県出納室事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

三 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第一百六十三條の規定による会計検査（物品に係るものを除く。）の実施

別表第三会計課の項出納室長専決事項の欄第三号を次のように改める。

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

部を次のように改正する。

第九条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条中「二万円」を「五十万円」に改める。

第二十七条第四項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十一条第三項中「三十万円」を「五十万円」に、「五万円」を「十

万円」に改め、同条第四項中「処分済報告書」を「不用品処分済報告書」に改める。

附 則

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一